# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 令和5年9月15日

【会社名】 マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク

(Marsh & McLennan Companies, Inc.)

【代表者の役職氏名】 副ジェネラル・カウンセル兼会社秘書役

(Deputy General Counsel and Corporate Secretary)

コナー・クラテック (Connor Kuratek)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、デラウェア州、ニュー・キャッスル郡、

ウィルミントン市、オレンジ・ストリート 1209 (1209 Orange Street, in the City of Wilmington, County of New Castle, in the State of Delaware,

United States)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山 中 眞 人

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビル

狛グローカル法律事務所

【電話番号】 03-6550-8833

【事務連絡者氏名】 弁護士 山中 眞 人

【連絡場所】 東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビル

狛グローカル法律事務所

【電話番号】 03-6550-8833

【届出の対象とした募集有価証 新株予約権証券

券の種類】

【届出の対象とした募集金額】 0ドル(0円) (注1)

(7,768,987米ドル(1,135,825,837円))(注2)(注3)

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額

(注2) 本制度(以下に定義する。)において参加人数が最大限であること、および、1株あたりの購入価格が2023年8月31日のニューヨーク証券取引所の株価の終値の95%であることを仮定して、新株予約権証券の発行価額の総額(0米ドル(0円))に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を合算した見込額

(注3) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の見込額を計算するために用いられた日本円と米ドルの為替レートおよび括弧内の円金額は、1米ドル=146.20円の為替レート(2023年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値)により計算されている。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 なし

(注)

有価証券届出書(組込方式)

- 1 本有価証券届出書において、別段の記載のない限り、「当社」とは、文脈に応じてマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク、またはマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インクおよびマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インクの子会社を指す。
- 2 別段の記載のない限り、本有価証券届出書において、「ドル」、「米ドル」、「\$」および「US\$」は、米国の通貨をいい、「円」、「日本円」および「¥」は、日本の通貨をいう。本有価証券届出書に基づき「届出の対象とした募集金額」を推計する目的において、日本円への換算は、2023年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=146.20円の為替レートを用いている。
- 3 提出会社の会計年度は12月31日に終了する。2022年会計年度とは2022年12月31日に終了した年度をいう。
- 4 本有価証券届出書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は当該計数の総和と必ずしも一致しない場合がある。

# 第一部 【証券情報】

# 第1【募集要項】

# 1 【新規発行新株予約権証券】

# (1) 【募集の条件】

発行数	41,940個(注1)
発行価額の総額	0米ドル(0円)
発行価格	0米ドル(0円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2023年9月23日から2023年9月30日まで
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	マーシュジャパン株式会社 郵便番号107-6216東京都港区赤坂 9 - 7 - 1 ミッドタウン・タワー
払込期日	該当事項なし
割当日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

1.本募集は、1995年9月21日に当社の取締役会(以下「取締役会」という。)により採用され、2002年7月18日に取締役会により改訂され、2007年3月15日に改訂および再表示され、2007年5月17日に当社の株主総会の承認により改訂され、ならびに取締役会により2014年5月15日に改訂および再表示され、また2018年3月22日に改訂および再表示されたマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ インターナショナル従業員向け株式購入制度(改訂版)(以下「本制度」という。)に基づくものである。本制度は、当社の人事・管理担当シニア・ヴァイス・プレジデントまたは取締役会により随時指名される他の者(以下「プラン管理者」という。)により管理される。本募集は、日本における参加会社(以下に定義される。)である当社の間接的な子会社の従業員732名を対象としている。日本における参加会社は、マーサージャパン株式会社、マーシュジャパン株式会社、マーサー・インベストメンツ株式会社、ガイ・カーペンター株式会社およびオリバー・ワイマン・グループ株式会社である。

本制度は、本制度において交付される当社普通株式(額面金額 1 米ドル)(以下「本株式」という。)の数が上限に達する募集が行われた場合に当該募集の完了と同時に終了する。当社取締役会は、いつでも本制度を中止することができ、また得策と判断するところに従ってこれを改正することができる。一回につき期間は12ヶ月(以下「本制度適用期間」という。)であり、2024年 1 月 2 日、2024年 3 月29日、2024年 6 月28日および2024年 9 月30日の各日(以下「購入日」という。)に本株式を購入する。

本募集の対象となる本制度適用期間は、2023年10月2日に開始し2024年9月30日に終了する。

米国の1986年内国歳入法第424(f)条およびその施行規則の要件をみたす当社の子会社で当社に指定された子会社(以下「参加会社」という。)のプラン管理者が定める資格要件をみたす従業員は、適宜規定される本制度のルールに従って本制度に参加する資格を有する。

2023年から2024年にかけて実施される本制度に参加する従業員(以下 「参加者」という。)は、本制度適用期間の間、基本給の1%から 15%までの割合の中から選択して拠出しなければならないものとす る。本制度適用期間に従業員1人あたりが購入できる株式は、新株予 約権の当初付与日(2023年10月2日)現在の割引前の公正市場価格 (平均市場価格)ベースで25,000米ドル相当の本株式を上限とする。 参加者は本制度に申込むにあたり同人の現地のプラン管理者に希望す る拠出割合を申込期間中に提示しなければならない。本制度適用期間 中、参加者は2回を限度として本制度への拠出割合を将来に向けて変 更することができる(すなわち遡及効は認められない。)。参加者は いつでも拠出を中止することができ、本制度においてそれまでに積み 立てた残高を残しておくか(この場合、かかる残高は次に到来する購 入日に本株式を割引価格で購入するために自動的に使用される。)、 または、拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するか のいずれかを選択することができる。一度拠出を中止した場合、当該 本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。

- 2.本制度に基づく募集は参加会社以外の当社の子会社には適用されず、また、プラン管理者が定める資格要件をみたさない参加会社の従業員にも適用されない。
- (注1)発行数は見込数であり、2023年から2024年にかけての本制度適用期間に実施される本制度において日本の参加会社の適格従業員が最大限参加すること、および、1株あたりの購入価格が2023年8月31日のニューヨーク証券取引所の株価の終値である194.99米ドルの95%であることを仮定し、かかる従業員が購入しうる最大限の株式数に相当する数である。

摘要

# (2) 【新株予約権の内容等】

当社記名式館面音通珠式(完全議決権株式であり、剰余金の配り 当体子約権の目的となる株式の種類 新株予約権の目的となる株式の数 41,940株(注1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額の総額 新体予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額の総額 新体予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使諸求の受付場所、取次場所 及び払込取扱場所 36を加書につき、(a)本制足への参加を建制し、給与控除による精拉を行っており、(b)かかる従業員個人の株式飲の上限およびメーナ・アメリカス 1166 各参加書につき、(a)本制度への参加を建長し、給与控除による精拉を行っており、(b)かかる従業員個人の株式飲の上限およびネランのもとで発行が認められている株式総数の上限は、遺しておらず、かり(こその他の新株予約権の利用を分割権の制制を分割権の制制を分割権の主部または一部が消却されていないこと。 参加者は、本制度への参加を建長し、給与控除による精立を行っており、(b)かかる従業員個人の株式飲の上限およびネブランのもとで発行が認められている株式総数の上限は一部が消却されていないこと。 参加者は、本制度への参加を建長し、給与控除による精立を行っており、(b)かかる従業員個人の株式飲の上限および本ブランのもとで発行が認められている株式総数の上限は一部をが消却されていないこと。 参加者は、本制度への参加を建長し、給与控除による精立を行っており、(b)かかる労働を制力を対象がよれている株式総数の上限のよびボブランのもとで発行が認められている株式総数の上限に一部をが消却されていないこと。 参加者は、本制度への参加を建大した後、本制度への参加を申止することともに実務上司能な限り連やかに受賞するか、またはかかる拠出金ともおに実務上司能な限の当地を対象を利息とともおに実務上司能な限の当地を利益を利益とともおに実務上司能な限度利用的に機力する市場である。(1) 本プランのもとで発行することが認められている株式教の上限に当該は関連用期間内に機し、者間することはできない、当社は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。(1) 本プランのもとで発行することができる。(1) 本プランのもとで発行することが認められている株式教の上限に達した場合(2) 当社にプロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プ			
新株予約権の行使時の払込金額 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 及び払込取扱場所 新株予約権の行使の条件  新株予約権の行使の条件  「製工のの表別を担け、関連を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	新株予約権の目的となる株式の種類	当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定の無い当社にお	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額の総額 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使情求の受付場所、取次場所 及び払込取扱場所 新株予約権の行使の条件 「製売の発行価格)185.24米ドル(27.082.16円)(注2) (資本組入額)1 米ドル(146.20円) 2024年1月2日、2024年6月28日および2024年9月30日(注4) マーシュ・アンド・マクレナン・カンバニーズ・インク アメリカ合衆国、10036-2774、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカイ合衆国、10036-2774、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカ、1166 各参加者につき、(a)本制度への参加を継続し、給与控除による積立を行っており、(b)かかる従業員個人の株式総数の上限に達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の済却事由及び消却の条件(以下に記載される。)により新株予約権の済却事由及び消却の条件(以下に記載される。)により新株予約権の済却事由及び消力の条件(以下に記載される。)により新株予約権の済却事由及び消力の条件(以下に記載される。)により新株予約権の済力事項を次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために使用することができる。かかる中止の選択をした場合、当該参加者は、それまでに積み立てた拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するか、またはかかる拠出金法より利息を次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために使用することができる。かかる中止の選択をした場合、(1)本プランのもとで発行することはできない、参加者は、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。 (1)本プランのもとで発行することが認められている株式数の上限に達した場合 (2)当社について支配権の移動があった場合(本プランにおいて定義される。) (3)本プランを終了する旨の取締役会決議がなされた場合参加者は、本制度に基づく新株予約権を、適言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、適言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、適言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、は関することは「は続・分割に係る法法をした場合を除る、適言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除る、適言による場合または相続・分割に係る法はよびに表するといて定義され、本制度に基づく新株予約権の議論を表することは、本制度に基づく新株予約権の譲渡されて定義され、本制度に基づく新株予約権の議論を表するといて定義されて定義されて定義されて定義されて定義されて定義されて定義されて定義され	│ │新株予約権の目的となる株式の数 │	41,940株(注1)	
株式の発行価額の総額 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使開制  一次の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間  一級が払込取扱場所  一次の表行価格の行使時期の受付場所、取次場所 及び払込取扱場所  一次の表で行っており、(的)かかる従業員個人の株式数の上限に 達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の活却事由及び消却の条件  自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件  自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件  自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件  自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件  「自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件  「自己の新株予約権の取得の事項を表現の上限に達した場合  「自己の新株予約権の政制を表現の主にした場合を発き、遺言による場合を除さ、遺言による場合を除る表別を表現の表別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	新株予約権の行使時の払込金額	185.24米ドル(27,082.16円)(注2)	
株式の発行価格及び資本組入額 (資本組入額) 1 米ドル (146.20円) 新株予約権の行使期間 2024年 1月 2日、2024年 3月29日、2024年 6月28日および2024年 9月30日(注4)  「マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インクアメリカ合衆国、10036-2774、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ 1166 名参加者につき、(a)本制度への参加を継続し、総与控除による積立を行っており、(b)かかる従業員個人の株式数の上限に達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の行使の条件 2 はび本ブランのもとで発行が認められている株式総数の上限に達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の全部または一部が消却されていないこと。参加者は、本制度への参加を選択した後、本制度への参加を中止部が活動されていないこと。参加者は、本制度への参加を選択した後、本制度への参加を中止の選択をした場合、当該参加者は、それまでに積み立てた拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するか、またはかかる拠出金および利息を次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために使用することができる。かかる中止の選択をした後は、参加者は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。かかる中止の選択をした後は、参加者は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。のから中止の選択をした後は、参加者ととができる。のから中にの違いを形成ができる。(1) 本ブランのもとで発行することが認められている株式数の上限に達した場合(2) 当社について支配権の移動があった場合(本ブランにおいて定義される。) (3) 本ブランを終了するこのお得を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権を、遺言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権は、参加者の生存中は当該参加者によってのみ行使可能である。 該当事項なし		7,768,987米ドル(1,135,825,837円)(注3)	
無株予約権の行使請求の受付場所、取次場所 及び払込取扱場所  年9月30日(注4) マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク アメリカ合衆国、10036-2774、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ 1166  各参加者につき、(a)本制度への参加を継続し、絵与控除による積立を行っており、(b)かかる従業員個人の株式数の上限および本ブランのもとで発行が認められている株式総数の上限に達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の消却事由及び消却の条件(以下に記載される。)により新株予約権の全部または一部が消却されていないこと。参加者は、本制度への参加を選択した後、本制度への参加を中止することができる。かかる中止の選択をした場合、当該参加者は、それまでに積み立てた拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するか、またはかつる拠出金および利息を次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために使用することができる。かかる中止の選択をした後は、参加者は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。かかる中止の選択をした後は、参加者は、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。当社は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。 (1) 本ブランのもとで発行することが認められている株式数の上限に達した場合 (2) 当社について支配権の移動があった場合(本ブランにおいて定義される。) (3) 本ブランを終了する旨の取締役会決議がなされた場合参加者は、本制度に基づく新株予約権を、適言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権を、適言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権を、適言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権を、適定に基づく新株予約権を、適定による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権を、適定による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権を、適定によってのみ行使可能である。  (1) 本ブランのもとで発行が認められている場合に関することができる。かかる中に関する事項			
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所 及び払込取扱場所 アメリカ合衆国、10036-2774、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ 1166 各参加者につき、(a) 本制度への参加を継続し、給与控除による積立を行っており、(b) かかる従業員個人の株式数の上限に違しておらず、かつ(c) その他の新株予約権の治却事由及び消却の条件(以下に記載される。)により新株予約権の資部または一部が消却されていないこと。参加者は、本制度への参加を選択した後、本制度への参加を中止することができる。かかる中止の選択をした場合、当該参加者は、それまでに積み立てた拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するか、またはかかる拠出金および利息を次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために使用することができる。かかる中止の選択をした後は、参加者は、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。当社は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。のから中止を対した後は、参加者は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。(1) 本ブランのもとで発行することが認められている株式数の上限に達した場合(2) 当社について支配権の移動があった場合(本ブランにおいて支護される。) (3) 本ブランを終了する旨の取締役会決議がなされた場合参加者は、本制度に基づく新株予約権を、遺言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権は、参加者の生存中は当該参加者によってのみ行使可能である。  (7) 株子約権の譲渡に関する事項 該当事項なし	新株予約権の行使期間	2024年1月2日、2024年3月29日、2024年6月28日および2024	
新株予約権の行使の条件  る積立を行っており、(b)かかる従業員個人の株式数の上限および本プランのもとで発行が認められている株式総数の上限に達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の消却事由及び消却の条件(以下に記載される。)により新株予約権の全部または一部が消却されていないこと。 参加者は、本制度への参加を選択した後、本制度への参加を中止することができる。かかる中止の選択をした場合、当該参加者は、それまでに積み立てた拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するか、またはかかる拠出金および利息を次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために使用することができる。かかる中止の選択をした後は、参加者は、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。当社は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。 (1) 本プランのもとで発行することが認められている株式数の上限に達した場合 (2) 当社について支配権の移動があった場合(本プランにおいて定義される。) (3) 本プランを終了する旨の取締役会決議がなされた場合参加者は、本制度に基づく新株予約権を、遺言による場合または相続・分割に係る法律による場合または相続・分割に係る法律による場合または相続・分割に係る法律によるとを除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権と、参加者の生存中は当該参加者によってのみ行使可能である。  (1) 本第項なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なり、第二章なりを表をなりを表をなりを表をなりを表をなりを表をなりを表をなりを表をなりを表		マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク アメリカ合衆国、10036-2774、ニューヨーク州、ニューヨー	
止することができる。かかる中止の選択をした場合、当該参加者は、それまでに積み立てた拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するか、またはかかる拠出金および利息を次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために使用することができる。かかる中止の選択をした後は、参加者は、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。当社は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。     (1) 本プランのもとで発行することが認められている株式数の上限に達した場合     (2) 当社について支配権の移動があった場合(本プランにおいて定義される。)     (3) 本プランを終了する旨の取締役会決議がなされた場合参加者は、本制度に基づく新株予約権を、遺言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権は、参加者の生存中は当該参加者によってのみ行使可能である。     (7) 大利に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権は、参加者の生存中は当該参加者によってのみ行使可能である。     (1) 大利に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権は、参加者の生存中は当該参加者によってのみ行使可能である。     (1) 本学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新株予約権の行使の条件	る積立を行っており、(b)かかる従業員個人の株式数の上限および本プランのもとで発行が認められている株式総数の上限に達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の消却事由及び消却の条件(以下に記載される。)により新株予約権の全部また	
新株予約権の譲渡に関する事項 は相続・分割に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権は、参加者の生存中は当該参加者によってのみ行使可能である。   (代用払込みに関する事項 該当事項なし   (組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す   (まず)   (まが)   (まず)   (ま	自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	止することができる。かかる中止の選択をした場合、当該参加者は、それまでに積み立てた拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するか、またはかかる拠出金および利息を次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために使用することができる。かかる中止の選択をした後は、参加者は、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。当社は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。 (1) 本プランのもとで発行することが認められている株式数の上限に達した場合 (2) 当社について支配権の移動があった場合(本プランにおいて定義される。)	
	新株予約権の譲渡に関する事項	参加者は、本制度に基づく新株予約権を、遺言による場合また は相続・分割に係る法律による場合を除き、譲渡することはで きない。本制度に基づく新株予約権は、参加者の生存中は当該	
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	代用払込みに関する事項	該当事項なし	
		該当事項なし	

参加者は、本制度適用期間内に受領する基本給(賞与、インセンティヴその他類似の特別の報酬を除く。)の1%から15%までの割合(整数に限る。)の中から選択して、給与控除により拠出することができる。参加者は、各支払期間(従業員宛に発行される給与明細に係る雇用期間)毎に年率2%の複利で利息を得る。四半期毎の各購入日に、参加者の四半期末の残高(参加者が支払を受けた通貨を適用ある為替レート(以下に定義する。)で米ドルに換算した額)は、かかる購入日における米ドルでの本株式の価格(この価格は、かかる購入日でのニューヨーク証券取引所における本株式の最高値および最安値の平均値とする。)で本株式を購入するために使用される。指定の購入日に日本円を米ドルへ換算するために用いられる「為替レート」とは、当該購入日のWall Street Journalに記載される為替レートとする。

摘要

参加者は、本制度適用期間中いつでも拠出を中止することができる。参加者が拠出を中止する場合、本制度においてそれまでに積み立てた残高を利息とともに次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために残しておくか、または、拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するかのいずれかを選択することができる。一度拠出を中止した場合、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。

(注1)上記「新株予約権の目的となる株式の数」は、日本における参加会社において本制度に参加する資格を有する従業員全員が2023年から2024年にかけて実施される本制度に参加し、かかる全従業員が基本給の15%(25,000米ドルを上限)の控除を選択して2024年9月30日まで本制度への参加を継続し、かつ各購入日における新株予約権の行使時の払込金額が2023年8月31日のニューヨーク証券取引所での本株式の終値194.99米ドルの95%相当額と仮定した場合の見込数である。四半期毎の各購入日における実際の新株予約権の行使時の払込金額および1株あたりの発行価格は、当該購入日のニューヨーク証券取引所における本株式の最高値および最安値の平均値の95%に相当するものとし、本制度適用期間に従業員1人あたりが購入できる株式は、新株予約権の当初付与日である2023年10月2日現在の割引前の公正市場価格(平均市場価格)ベースで25,000米ドル相当の本株式を上限とする。日本の参加会社における本制度に参加する資格を有する従業員の合計を790名とし、かかる従業員全員が2024年9月30日現在も日本の参加会社の従業員として勤務するものと仮定している。

再資本化、吸収合併、新設合併、株式配当、株式分割、株式併合、株式交換その他により本株式に何らかの変更が生じた場合、プラン管理者は、必要かつ適切と判断するところに従い、本制度に従い保有しておく本株式の数の変更および実施中の募集に関する価格の変更を含め本制度および当該時点において実施中の募集について公平な調整を行うことができる。

- (注2)「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額」は、本株式の購入価格を意味する。上記「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額」は、本株式の2023年8月31日のニューヨーク証券取引所での終値に95%を乗じて計算された見込額である。なお、四半期毎の各購入日における実際の新株予約権の行使時の払込金額および1株あたりの発行価格は、当該購入日におけるニューヨーク証券取引所における本株式の最高値および最安値の平均値の95%とし、本制度適用期間に従業員1人あたりが購入できる株式は、新株予約権の当初付与日である2023年10月2日現在の割引前の公正市場価格(平均市場価格)ベースで25,000米ドル相当の本株式を上限とする。
- (注3)本制度に基づいて受け渡される本株式は、当社の金庫株、当社が公開市場よりまたは相対で買入れる本株式、授権済未発行本株式のいずれかである。「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、日本において2023年から2024年にかけて実施される本制度に基づいて発行される本株式に関して支払われる見込額の総額である。かかる見込額は、日本の参加会社における本制度への参加資格を有する従業員全員が2023年から2024年にかけて実施される本制度に参加し、かかる全従業員が基本給の15%の控除を選択して2024年9月30日まで本制度への参加を継続し、かつ本株式の2023年8月31日のニューヨーク証券取引所の終値の95%に相当する価格で四半期毎の各購入日に本株式を購入した(上記(注2)に記載の株式数の上限に服するものとする。)と仮定した場合の数値である。
- (注4)各参加者につき、(a)参加者たる従業員がかつて拠出を中止および撤回したことがなく、(b)かかる従業員個人の株式数の上限(上記(注2)に記載の株式数の上限)および本プランのもとで発行が認められている株式総数の

マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク(E05921)

有価証券届出書(組込方式)

上限に達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の消却事由及び消却の条件(すなわち、当社の支配権の移動または本プランを終了する旨の取締役会決議)により新株予約権の全部または一部が消却されていない場合、当該参加者は参加者がそれまでに積み立てた拠出金および利息もって最大限購入しうる整数および端数の本株式を購入すべく新株予約権を行使したものとみなされ、本株式が各購入日に所定の割引価格でかかる従業員によって購入される。

# (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

有価証券届出書(組込方式)

#### 2 【新規発行による手取金の使途】

# (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
7,768,987米ドル (1,135,825,837円)(注)	なし	7,768,987米ドル (1,135,825,837円)

(注) 上記「払込金額の総額」は、日本において2023年から2024年にかけて実施される本制度に基づいて発行される本株式に関して払い込まれる額の見込額の総額である。かかる見込額は、日本における参加会社において本制度に参加する資格を有する従業員全員が2023年から2024年にかけて実施される本制度に参加し、かかる全従業員が基本給の15%(25,000米ドルを上限)の控除を選択して2024年9月30日まで本制度への参加を継続し、かつ各購入日において、2023年8月31日のニューヨーク証券取引所での本株式の終値の95%相当額で本株式を購入すると仮定した場合の金額である。四半期毎の各購入日における実際の新株予約権の行使時の払込金額および1株あたりの発行価格は、当該購入日におけるニューヨーク証券取引所における本株式の最高値および最安値の平均値の95%とし、本制度適用期間に従業員1人あたりが購入できる株式は、新株予約権の当初付与日である2023年10月2日現在の割引前の公正市場価格(平均市場価格)ベースで25,000米ドル相当の本株式を上限とする。

# (2) 【手取金の使途】

もしあれば、通常の事業資金として使用される。

#### 第2 【売出要項】

該当事項なし。

#### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

#### 第4【その他】

#### 1 【法律意見】

当社の副ジェネラル・カウンセル兼会社秘書役であるコナー・クラテックによって以下の旨の法律意見書が作成されている。

- (1) 本有価証券届出書の提出によりなされる新株予約権証券の募集は、当社により適法に授権されており、当社に 適用されるアメリカ合衆国の連邦法およびデラウェア州の一般会社法のもとにおいて適法である。
- (2) 当社によりおよび当社に代わり関東財務局長に対してなされる本有価証券届出書の提出は、当社により適法に 授権されており、当社に適用されるアメリカ合衆国の連邦法およびデラウェア州の一般会社法のもとにおいて 適法である。
- (3) 本有価証券届出書(その添付書類も含む。)に記載されているアメリカ合衆国の連邦法およびデラウェア州の一般会社法に関する記述はすべて重要な点において真実かつ正確である。

# 2 【その他の記載事項】

該当事項なし。

#### 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

# 第三部 【追完情報】

#### 1.後発事象

該当事項なし。

#### 2. 資本金

資本金は、2022年12月31日が10,749百万米ドルであったのに対し、2023年6月30日は12,139百万米ドルに増加した。資本金の増加は、主に株主への配当金を上回る純利益、報酬による株式の発行および従業員株式報酬制度に基づく株式の発行ならびに為替換算の影響によるが、その一部分は、当社の自己株式の取得および当社による当社子会社の1社の非支払持分の買付により相殺された。

# 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込む。 2022年会計年度の外国会社報告書およびその補足書類 2023年会計年度中の外国会社半期報告書およびその補足書類

#### 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

#### 第六部 【特別情報】

#### 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。